

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震)

橋本市地域防災計画によると、大きな影響を及ぼす地震として、南海トラフ地震、東海・東南海・南海地震や中央構造線断層帯を起震断層とする3つの地震を考慮し計画を策定しています。また、南海トラフ地震は今後50年以内に90%の確率で起こると想定されており、推定されるマグニチュードは約9.1、全壊焼失の建物被害は約450棟と予測されています。さらに紀の川沿い等の低地と、紀の川右岸地域の一部区域では液状化危険度が高くなっています。

(洪水)

当市のハザードマップによると、紀の川沿いの低地帯の一部に5m以上の浸水が予想されており、従来からの事業所の多くは紀の川沿いに点在し影響が大きいと予測される。

その中でも、高野口地域に関しては、JR高野口駅より南西部に広く浸水が予測されており、古くからある織物関係の事業者が多く点在し、被害も大きいと思われ、復旧にも時間がかかる見込みである。

(土砂災害)

当市のハザードマップによると、山間部が多い当市では土砂災害警戒区域が多く存在している。

(その他)

市内の紀の川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に平成29年の台風第21号においては秋雨前線により長期間降雨が続き、さらに台風の襲来による降雨も重なったことにより紀の川内水氾濫による浸水被害が発生し、複数の地域で住家・非住家あわせ床上・床下浸水被害は170棟以上という被害をもたらした。

(2) 商工業者の状況

＜橋本商工会議所管内＞

- ・商工業者等数 1514人
- ・小規模事業者数 1227人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	119	117	市内に広く分散している
	製造業	154	131	//
	卸小売業	392	281	//
	飲食業・宿泊業	199	147	//
	サービス業	164	153	//
	その他	486	398	//

<高野口町商工会管内>

- ・商工業者等数 560人
- ・小規模事業者数 475人

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	46	46	町内に広く分散している
	製造業	118	112	//
	卸小売業	169	126	//
	飲食業・宿泊業	55	42	//
	サービス業	148	131	//
	その他	24	18	//

(3) これまでの取組

①当市の取組

項目	年月	備考
防災計画の策定	H19年3月	平成27年度改訂 平成28年度改訂
防災訓練の実施	H23年10月 H25年11月 H26年11月 H27年11月 H28年11月 R2年 2月 R6年 1月	毎回約300人参加
防災備品の備蓄		備蓄食料 ・水、アルファ化米、缶詰パ ン、ビスケット、粉ミルク ※アレルギー対応 ・アルファ化米、粉ミルク

②当所・当会の取組

<橋本商工会議所>

項目	年月	備考
橋本市と橋本商工会議所の災害時協定締結	H18.12	登録事業所 47件 (R6.9.30現在)
登録事業所による緊急発生時の提供品目		食料品、衣服、衣料品、テン ト、輸送用車両、ユニック、 ダンプ、軽トラック、簡易 トイレ、LPガス、カセット ボンベ他
和歌山県火災共済協同組合代理店として 火災共済加入促進		加入事業所56件 (R6.9.30現在)
事業継続力強化計画認定周知		経営指導員等で巡回
事業継続力強化計画作成支援		作成支援件数7件 (R6.9.30現在)

アレルギー対応防災備蓄品の販売	R6.9	グルテンフリーのアレルギー対応をした乾パン販売
防災備品の備蓄		乾パン・保存水・ランタン 簡易トイレ・ラジオ・担架 寝袋・ガスコンロ他

<高野口町商工会>

項目	年月	備考
橋本市と高野口町商工会の災害時協定締結	H19.10	
橋本市と防災協力登録事業者（会員事業所）		登録事業所9件 （R6.9.30現在）
和歌山県火災共済協同組合代理店として 火災共済加入促進		加入事業所54件 （R6.9.30現在）
事業継続力強化計画作成支援		作成支援件数3件 （R6.9.30現在）
防災備品の備蓄		懐中電灯

2 課題

- 現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当所・当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染症拡大に備えて予防接種マスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知する等が必要である。

そして、事業継続力強化計画の必要性を感じていない事業者が多い中で、昨今の自然災害の現状を鑑みて、事前に対策を行い、いかに早急な復旧が出来るよう考えておく重要性を伝えていく事も必要である。高野口町地域は、地場産業の織物関連事業者が多く産地では分業制で製造を行っている。よって一つの事業者がストップしてしまうと産地全体に大きな影響が出る事が予想される為、事業継続力強化計画の必要性を強く訴えていく必要がある。

3 目標

- 地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染者等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。高野口地域の織物関連事業者は、被災の影響が地域に与える影響は大きいと考えられる為、周知活動に注力する必要がある。
- 発災事、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当所、当会、当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかな拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

4 その他

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

当所、当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように事前の対策を強化する。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、SNS等を使用し、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する講師を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス等の感染症はいつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化する為、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備する為の情報や支援策等を提供する。

②商工会議所、商工会自身の事業継続計画の作成

＜橋本商工会議所＞

- ・事業継続計画（令和3年1月作成）

＜高野口町商工会＞

- ・事業継続計画（令和3年6月作成）

③関係団体等との連携

- ・和歌山県が包括連携協定を結ぶ損保会社、和歌山県火災共済協同組合等に講師の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを商工会議所、商工会と共同して実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。
- ・連携している損保会社や火災共済等と共同して巡回指導を行い、保険・共済に対する助言を行うことができる職員をOJTで育成する。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。具体的な方法としては、

計画作成先を訪問し、計画の見直しが出来ているか状況を確認しながら指導を行い、必要に応じて専門家の活用を行う。

- ・橋本市危機管理室・産業振興課と橋本商工会議所、高野口町商工会とで、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大規模地震、水害）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。

（２）発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に当所、当会の職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を共有する。）
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、橋本市における感染症対策本部設置に基づき当所、当会により感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・当所、当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（台風・豪雨における例）

当所、当会の職員自身の目視で命の危険を感じる降雨や暴風等の状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・当所、当会の職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有を行う。

大規模な被害がある	・地区内10％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

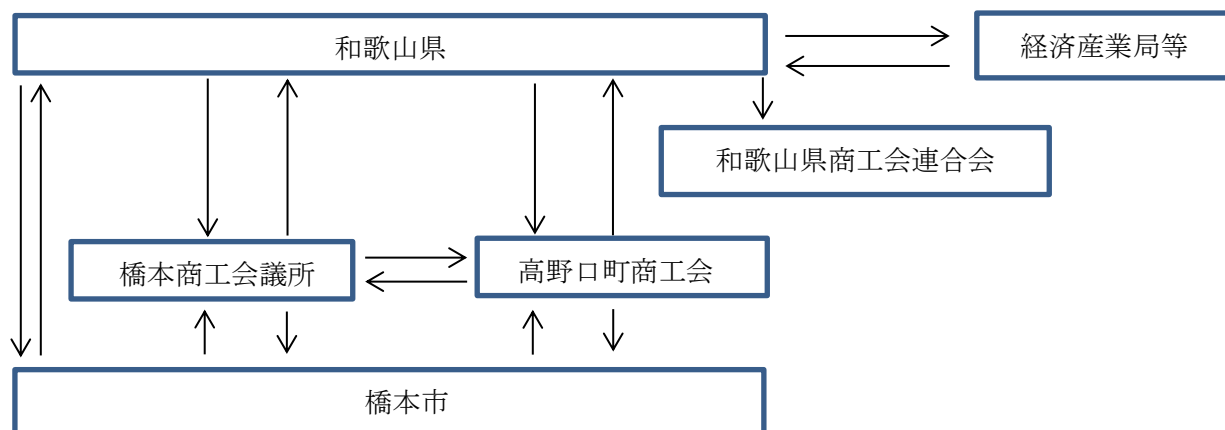
発災後～1カ月	1日に1回共有する
---------	-----------

1カ月～3ヶ月	2日に1回共有する
3ヶ月以降	週に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「橋本市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当会、当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当会と当市が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や橋本市地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当所、当会より県へ報告する。



③ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について当所、当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

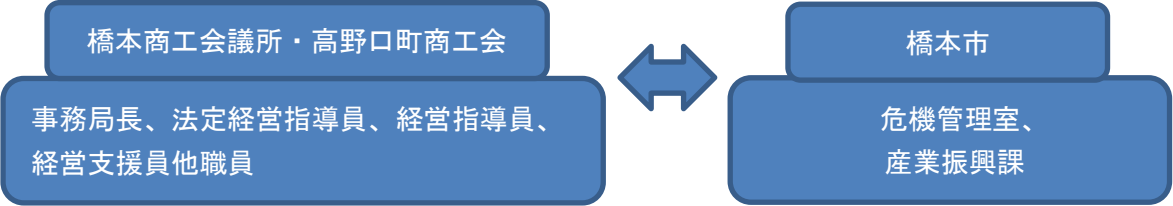
- ・復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山県商工会連合会、和歌山商工会議所連合会に相談を行う。県内での被害が大きく県内の職員で対応できない場合は、日本商工会議所や全国商工会連合会を通じて、被災していない地域から経営指導員の派遣協力を依頼して小規模事業者の早期復旧に向けて各種経営相談に対応する。

⑥その他

- 本計画は、橋本商工会議所及び高野口町商工会のHPにて公表し、支援小規模事業者に対する防災・減殺対策についての周知を広く行うこととする。
- 本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年1月現在)	
1 実施体制 （商工会及び商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会及び商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
	
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 蜂須 宏貴（連絡先は下記3（1）参照） 経営指導員 井上 拓哉（連絡先は下記3（2）参照）	
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
(1) 商工会議所 橋本商工会議所 〒648-0073 和歌山県橋本市市脇1-3-18 TEL:0736-32-0004 / FAX:0736-33-3326 E-mail:info@hashimoto-cci.or.jp	
(2) 商工会 高野口町商工会 〒649-7205 和歌山県橋本市高野口町名倉1028-1 TEL:0736-42-2943 / FAX:0736-42-0608 E-mail:info@k-shokokai.com	
(3) 関係市町村 橋本市 産業振興課 〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号 TEL:0736-33-1247 / FAX:0736-33-1665 E-mail:sangyo@city.hashimoto.lg.jp	

4 その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに和歌山県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

[illegible]

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、橋本市補助金、和歌山県小規模事業経営支援事業費補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。